

草加八潮消防組合告示第 8 号

消防車両寄贈公告

消防車両について、次のとおり寄贈するので公告する。

令和 5 年 2 月 1 6 日

草加八潮消防組合管理者 瀬 戸 百合子

- 1 寄贈車両
消防ポンプ自動車（CD-I） 1 台
初度登録年月 平成 1 6 年 1 月
- 2 寄贈対象団体等
営利を目的とせず、寄贈した車両を適正に有効活用できる団体等とする。
- 3 寄贈価格
無償とする。
- 4 寄贈時期
寄贈対象団体等決定通知後速やかな時期とする。
- 5 寄贈条件
 - (1) 寄贈車両を転売しないこと。
 - (2) 使用場所等
 - ア 国内で使用する場合
 - (7) 特別な場合を除き、寄贈対象団体等が、赤色回転灯、サイレン、無線機等を取り外し、車両各部に記された、草加八潮消防組合が所有者であったことが判明する文字等を消去すること。
 - (8) 自動車検査証等の関係書類は譲渡しない。ただし、地方公共団体等に寄贈する場合についてはこの限りではない。
 - (9) 走行不可、ただし、地方公共団体等に寄贈する場合についてはこの限りではない。
 - (10) 部品のみで使用しないこと。
 - (11) 公園等で遊具として使用する場合は自走不能にし、特に安全に配慮して設置すること。
 - (12) 自動車として使用する場合の所有者及び使用者は、地方公共団体等とする。
 - (13) 公園等で遊具として使用する場合の所有者は、地方公共団体等とする。
 - イ 国外で使用する場合
 - (7) 寄贈対象団体等が、無線機等を取り外し、車両各部に記された、草加八潮消防組合が所有者であったことが判明する文字等を消去後国外へ輸送する。
 - (8) 部品のみで使用しないこと。
 - (9) 使用者は公共団体等とする。
 - (3) 全ての費用（整備費、陸送費、輸送費、人件費等）を寄贈対象団体等が負担すること。
 - (4) 寄贈車両において発生した事故等について、当消防組合は一切責任を負わない。

- (5) 国内で使用する場合は3か月、国外で使用する場合は1年以内に、使用状況等を報告すること。
- (6) 今回の寄贈車両は、国際貢献において開発途上国での消防力の充実強化に活用することを希望する団体等を優先とする。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた団体へは寄贈しない。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体へは寄贈しない。
- (9) 寄贈申込時において、必要書類等が全て揃っていること。

6 寄贈対象団体等の決定方法

- (1) 草加市、八潮市両市内の団体等から複数の申込みがあった場合は、申込団体等代表者立会いのもと公開抽選を行い、寄贈対象団体等を決定します。
- (2) 草加市、八潮市両市内、市外の団体等から複数の申込みがあった場合は、草加市、八潮市両市内の団体等を優先します。市外の団体等のみから複数の申込みがあった場合は、申込団体等代表者立会いのもと公開抽選を行い、寄贈対象団体等を決定します。

7 消防車両寄贈申込書の受付期間

令和5年3月13日（月）から令和5年3月17日（金）まで
（土、日、祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

8 申込方法

消防車両寄贈申込書及び添付書類を、次の提出先へ持参して申し込んでください。
（郵送、電話、ファックス、インターネットによる申込みは受け付けません。）
消防車両寄贈申込書は、草加八潮消防組合草加消防署、各分署所、八潮消防署受付等に設置しています。

〔提出先〕

草加市神明二丁目2番2号 草加八潮消防組合 草加消防署管理課

〔その他〕

寄贈を申し込む方は、事前に車両（実車）の確認をしてください。

9 問い合わせ先

草加市神明二丁目2番2号

草加八潮消防組合草加消防署管理課

電話番号 048-924-2116（管理課直通）